桂川嵐山地区河川整備検討委員会 第8回 議事要旨

· 開催日時: 平成 30 年 12 月 10 日(月) 17 時~19 時

・開催場所:メルパルク京都 5階会議室B

出席者

中川 博次

川﨑 雅史

金田 章裕

立川 康人

田原 義宣

深町 加津枝

道奥 康治

東出 成記

谷川 知実 (代理)

四辻 清美 (代理)

大西 功

薮田 哲司(代理)

[配付資料]

- ◆ 桂川嵐山地区河川整備検討委員会(第8回) 議事次第
- ◆ 出席者名簿
- ◆ 座席表
- ◆ 資料-1 桂川嵐山地区河川整備検討委員会 の規約の改定について
- ◆ 資料-2 桂川嵐山地区河川整備検討委員会 第7回委員会議事要旨
- ◆ 資料-3 嵐山地区の治水対策について(説明資料)
- ◆ 資料-4 左岸溢水対策・一の井堰改築・派川改修について
- ◆ 参考資料-1 嵐山の史跡及び名勝としての価値
- 参考資料-2 嵐山地区の治水対策について(対策案のイメージ)
- ◆ 参考資料-3 平成30年7月4日~7日豪雨の概要(嵐山地区)
- ◆ 参考資料-4 嵐山地区の写真集

「結果概要〕

- ・平成16年台風23号洪水対応として、「史跡及び名勝」嵐山において、様々な治水 対策を比較検討した。
- ・その結果、「史跡及び名勝」への影響を極力抑制し、浸水被害を速やかに軽減する「可動式止水壁による左岸溢水対策」「一の井堰改築」「堰改築を含む派川改修」の3つの治水対策について、設計、検討を進める。
- ・なお、各対策については、景観への配慮等、嵐山地区の「史跡及び名勝」としての価値を高めるよう検討するとともに、左岸溢水対策については、構造上の信頼性や 出水時の操作体制等の確実性を確認し、引き続き委員会の助言、地元連絡検討会の 意見を聴きながら、関係機関との協議・各種手続きを進める。

冒頭

(事務所長)

前回(3月5日)の検討委員会では「左岸溢水対策の検討にあたっては複数の代替案を検討すること」「文化財部局など関係機関との協議を行うこと」などのご意見をいただいた。これらの意見を踏まえて、治水対策については文化財部局等の関係機関との協議を重ねるとともに、国・府・市の行政三者で毎週のように議論を行ってきた。各委員からも専門的な見地からご意見をいただきながら検討を進めてきた。本検討委員会が設立されてから6年が経過している。これまでの委員会などでいただいたご意見、ご助言あるいは関係機関との協議、地元連絡・検討会などの意見も踏まえて、本日、嵐山の治水に関する一定の方向性(案)について説明させていただくので、忌憚のないご意見を頂きたい。

(委員)

委員会としては本年3月以来の開催となる。事務局(国・府・市)は、3月以降関係機関協議を重ねて、本日の委員会に臨んでいると聞いている。委員会としても、10月、11月の勉強会を重ね、幅広い観点から意見交換を行ってきた。その議論を踏まえ、本日は嵐山地区の治水対策について一定の方向性を見出していきたいと考えているのでよろしくお願いしたい。

1. 資料-1、資料-2 について

(全委員) 意見無し

2. 資料-3、4について

(委員)

委員会ができて6年経つが、3つの治水対策を組み合わせる案がまとまったことは 大きな成果。これから少子高齢化が進み、予算はさらに厳しくなる。頻繁に起こる浸 水被害で人口が減ると地域の活力が失われ、負のスパイラルに陥る。自治体や地元の 総意を受け、今決断しないといけないと思う。

垂直起立式の地盤面より下の深さは最大か。この深さをできるだけ深くしておけば、 将来、より大きな洪水に対応しなければならない場合も拡張性があると思うが、その ような対応は考えなくてもよいか。

(事務局)

現時点で、将来的に可動部を高くしていくことは考えていない。H.W.L.を変えることも考えていない。また、深くすると文化財(地下遺構)への影響もあるので、文化財部局とも協議しながら慎重に検討を進める。

(委員)

これから実際に操作する場合の課題などを実証して、いろいろな課題があるかもしれないので、そういう場合にどうするかを検討すべき。

(事務局)

今後実験等を重ねて検討していく。

(委員)

資料-3 p.6 の地元意見に至るまでにはいろいろな議論があり、その結果、条件付きで容認するということだと思う。地元は決して積極的にこのような対策を求めているということではないと思う。どんな議論があったのか、ここに記載している以外にもたくさん意見があったと思うので、そのような意見をどう受け止めたのかお聞きしたい。

(事務局)

第10回地元連絡検討会では、現在、パラペットのない区間に固定の構造物を造ることに対して、景観への影響を心配する意見があった。また、景観を保全した上で実施する一の井堰の改築については、賛成頂いたところ。

さらに、一の井堰下流に固定部を作る場合の高さを現地で確認したいという意見があったので、12月3日に模型等を現地に設置し、現地確認を行った。その後、12月4日に地元だけで意見交換会が行われ、意見交換会終了後に結果をお聞きした内容が資料のとおり。

(委員)

本川の掘削だけでなく、一の井堰や派川の改修を行うことで、本川の負担が小さくなり、現実的で、整備後の影響も小さい。高さを少しかせぐ対策と水位を下げる対策を組み合わせる方法も、治水の理念に沿ったもので非常に評価できる。

一の井堰の可動化は流砂過程や河川地形に大きなインパクトを与えるので、洪水時 の河床地形、流砂過程を慎重に検討していただきたい。

(事務局)

ご指摘頂いた内容について幅広く検討したい。

(委員)

本日提案の3点セットは、資料-3のp.7にある「治水対策案の考え方」からみて非

常に現実的な案だと思う。垂直起立式についてはまだ模式図なので、このとおりの構造になるかわからないと思うが、施設規模など、今後、慎重に検討していただきたい。一の井堰は景観上重要な要素。よく堰には上屋など色々なものがついていることが多く、景観的に気になる。一の井堰の可動化についても「治水対策案の考え方」を基本として慎重に検討していただきたい。

(事務局)

垂直起立式については、実証実験を行うとともに、不具合時の対応についても検討していく。一の井堰の改築については、景観に配慮した形式を慎重に検討し、またお示ししたい。

(委員)

可動式止水壁については、洪水時の流木対策、操作時の風の影響など、想像力を働かせて慎重に検討していただきたい。

(事務局)

可動式止水壁については、模型を製作し、実証実験を行う予定である。実際の操作は台風が接近する前に行うなど、風雨の中での操作を行うリスクを回避したいと考えている。

(委員)

何重もの安全構造を備えたものが必要。垂直起立式の操作時の不具合対応についてもしっかり検討し、考えていただきたい。

(委員)

実際に操作する際、洪水の発生するどのくらい前に操作するのかが大事。京都市から地元へ操作を依頼した場合、可搬式は倉庫から運ぶのが大変だという意見はあるが、可動式もあまり変わらないのではないか。可搬式はシンプルな構造で止水できるので、一部で導入してもいいのではないか。

確実性の高いものにする必要がある。左岸溢水対策は、洪水時だけ必要な施設であり、平常時は何も見えないことが景観の現状維持につながる。河川管理施設ではあるが、実際の機能は緊急防災機能を持つ水防施設のようなものでよいのではないか。

(事務局)

地元の意見として、可搬式はパネルや支柱の運搬や設置が大変だというものがあった。加えて、可搬式は漏水量が多く、河川管理施設としては採用しがたいと考えている。

いつ操作するのかについて、体制をルール化して対応する必要があると考えている。 止水壁は河川管理施設として整備・運用するため、操作にあたっては国が判断し、京 都市に操作をお願いするもの。漏れのないような対応が可能と考えている。

(委員)

一の井堰の改築の効果は大きい。現状は一の井堰のせき上げにより上流が浸水するが、可動堰にすることで水位を下げる効果がある。計算結果を見ても明らか。将来の

河道形状がどうなるか、河床変動を検討しておく必要がある。

(事務局)

一の井堰は利水施設であるため、改築検討は土地改良区の関係者と協議しながら進めていく。土砂移動については、一次元ではなく平面二次元解析で実施するなど、よく見ていきたい。

(委員)

利水施設の改築に踏み込んだ 3 点セットであるので、利水者の負担を軽減するような説明が必要。一の井堰改築の効果、派川改修の効果、左岸溢水対策の効果がそれぞれどの程度あるのか、定量的な解析を行い、どの対策が最も効果があるのか、という資料は利水関係者に説明するときに役立つのではないか。

(事務局)

利水者に負担をかけることはできない。今の取水量を工事中も含め確保しながら対策を実施しなければならない。効果の分析については実施していきたい。

(委員)

3点セットによる左岸側への効果は大きい。特に平成25年洪水に対する効果は大きいため、もっと強く説明してもよい。

治水対策を考える上では、直接浸水被害を受けた地元の方の意見が重要。

(委員)

本日の審議いただいた結果を踏まえて、総括させて頂きたい。

事務局は、平成16年台風23号洪水対応として、「史跡及び名勝」嵐山において、 様々な治水対策を比較検討された。

比較検討の結果、景観や観光等の「史跡及び名勝」への影響を極力抑制し、浸水被害を速やかに軽減する「可動式止水壁による左岸溢水対策」「一の井堰改築」「堰改築を含む派川改修」の3つの治水対策を提案された。今後は、これらについて詳細な設計、検討を進めて頂きたい。

なお、これらの対策については、あくまでも景観や観光への配慮等、嵐山地区の「史 跡及び名勝」としての価値を高められる検討をして頂きたい。

また、左岸溢水対策については、構造上の信頼性や出水時の確実性、操作体制などについて、引き続き委員会の助言、地元連絡検討会の意見を聴きながら、関係機関との協議・各種手続きを進めて頂きたい。

これらの内容に関して、これまでの経緯を含め、今後の進め方について事務局でと りまとめられてはどうかと思うが如何か。

(事務局)

本日の委員会において、治水の一定の方向性が見えたと認識する。国・府・市の行政三者で、委員長の総括をもとに文章にまとめてお示しする。10 分ほど時間をいただきたい。

3. 今後の進め方について(事務局案を委員のみに配付。これに基づき審議。)

(委員)

史跡及び名勝に、景観・観光が並んで出てくるのが気になる。観光は大事なことだが、史跡及び名勝を保全することで、結果的に景観・観光への影響を少なくできる。

(事務局)

「今後の進め方」の2段落目については「景観や観光等の」を削除する。また、3段落目については「景観や観光への配慮等」を「景観への配慮等」に修正する。

(委員)

3点セットの治水対策ということで了承した。

(委員)

史跡及び名勝の価値の中で、水辺への近づきやすさ(親水性)を大事にしてきたと 思うが、そういった観点が触れられていないがどう考えているのか。また、環境につ いて検討してきたとあるが、環境という観点でどういうことを検討し、何を大事にし ていくのか。

(事務局)

嵐山に限らず、淀川河川事務所では、主に環境の学識者で構成される淀川環境委員会を設置しており、当委員会に意見を聴きながら河川工事を実施している。一の井堰の改築にあたり、オオサンショウウオの生息や魚道等について配慮する必要があると考えており、同じように淀川環境委員会に諮り、その結果を報告させて頂くこととなる。

6 号井堰撤去の検討を行った際も、淀川環境委員会の綾委員にオブザーバーとして 委員会にお越し頂き、議論頂いたところ。

親水性に関しては、「引き続き委員会の助言をいただく」ということで対応させていただきたい。

(委員)

(事務局)

最初の段落の「京都府・市」は「京都府・京都市」に修正していただきたい。

修正点を確認させていただく。

「京都府・市⇒京都府・京都市」

「景観や観光等の「史跡及び名勝」への影響」⇒「「史跡及び名勝」への影響」 「景観や観光への配慮等」⇒「景観への配慮等」

(委員)

事務局案で了承する。具体的には今後検討していくことになると思うが、修正された「今後の進め方」のとおり、検討を進めていくように。

以上